

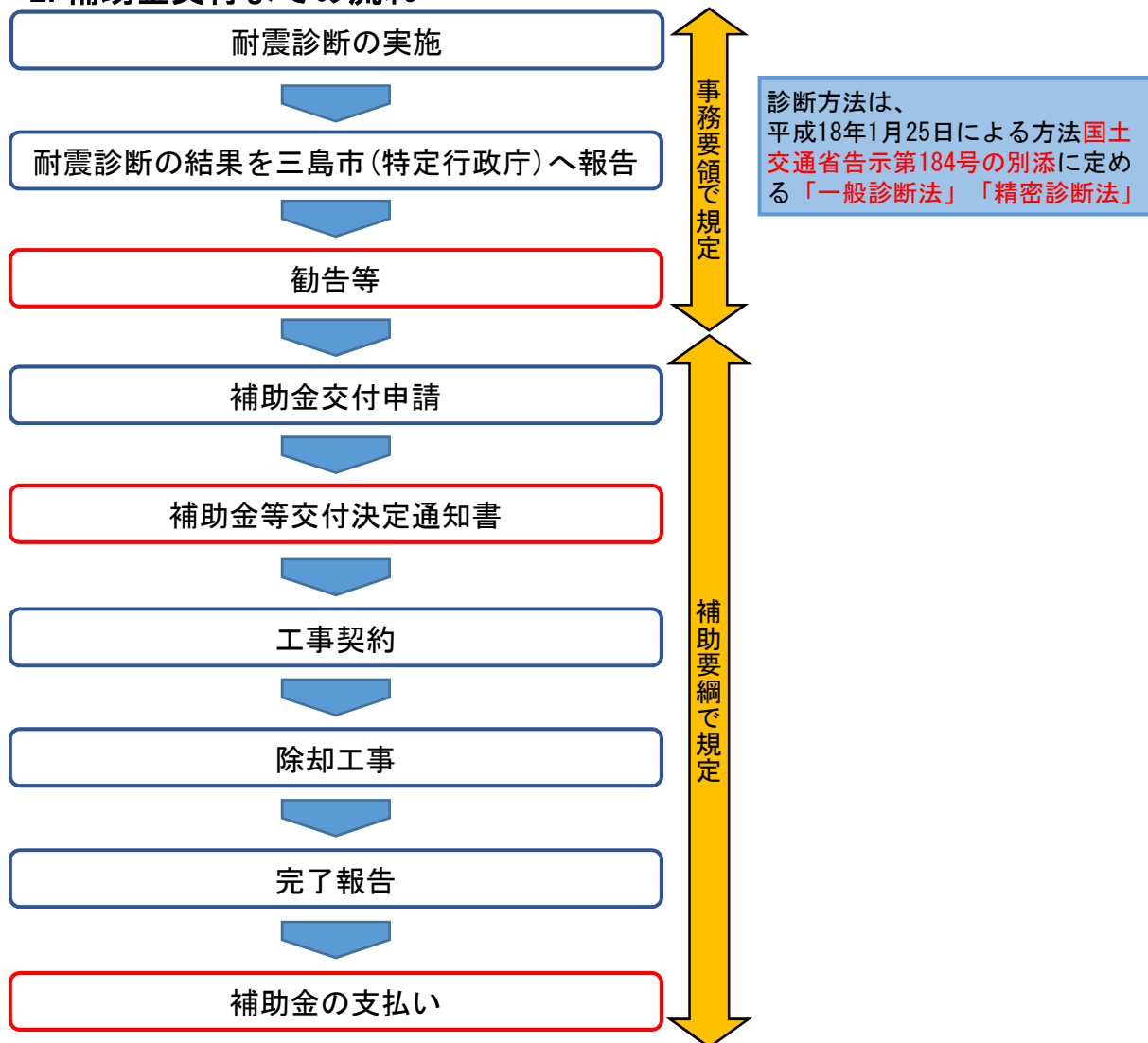
# 既存建築物耐震性向上事業（木造住宅の除却事業）の概要

## 1. 補助対象

次に掲げる木造住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告等を受けているもの
- 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの

## 2. 補助金交付までの流れ



## 3. 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の額とし、**30万円を限度**

### ①補助対象経費が100万円の場合

100万円 > 30万円 よって限度額の30万円

### ②補助対象経費が25万円の場合

25万円 < 30万円 よって補助対象経費の25万円